

債務保証枠の拡大(中小企業信用保険法の特例)

法律の認定を受けた中小企業等が、認定計画に従って地域産業資源活用事業を行うために必要な資金について、以下の特例を設ける。

1. 普通保険等の保険限度額の別枠化等

(1) 保険限度額：普通保険、無担保保険、特別小口保険、売掛金債権担保保険についてそれぞれ同限度額の別枠を設ける

〔付保険限度額〕			〔別枠〕	
普通保険(企業)	2億円	+	2億円	
普通保険(組合)	4億円		4億円	
無担保保険	8,000万円		8,000万円	
特別小口保険	1,250万円		1,250万円	
売掛金債権担保保険	1億円		1億円	

(2) 普通保険のてん補率：70%から80%に引き上げる

(3) 保険料率(年率)：政令で定める保険料率を「3%以内」から「2%以内」に引き下げる

2. 新事業開拓保険の限度額引き上げ

〔付保険限度額〕			〔枠拡大〕	
新事業開拓保険(企業)	2億円	→	4億円	
新事業開拓保険(組合)	4億円		6億円	

食品流通構造改善促進法の特例

法律の認定を受けた食品の製造等の事業を行う中小企業者について、食品流通構造改善促進機構が認定事業に必要な資金の借入りに係る債務の保証等を行う。

認定事業に必要な資金の借入りに係る債務の保証

認定事業への参加

認定事業に関する施設の整備

認定事業に必要な資金のあっせん

相談業務

食品流通構造改善促進機構：

食品の流通部門の構造改善を促進することを目的とした団体として、食品流通構造改善促進法に基づき農林水産大臣の指定を受けた公益法人。